

4月27日(木)に、今年度1件目の事故(傷害事故)が発生しました。城山公園に勤務する会員が、花壇整備の作業終了後に公園管理事務所の横に一輪車を止めた際に、体のバランスを崩して転倒し、肋骨を骨折するとともに左手首を捻挫、左腕を打撲したものです。

仕事の後片づけをして公園管理事務所に帰る直前の事故です。就業の際は、最後まで細心の注意を払うように努めましょう。

**連続無事故記録**



**現在34日間**

## 全国シルバー人材センター安全就業ニュースNo.191から

剪定作業中に死亡事故が発生しました。

【事故の概要】

剪定作業中、三脚から足を踏み外して後方へ仰向けに倒れ、ヘルメットを着用していなかったため、左側頭部をコンクリートの地面で強打して死亡した。

**自分の身は自分で守る 剪定作業中はヘルメットの着用を**

## 自転車利用者のヘルメット着用が全年代で努力義務化！

今までは、子ども(13歳未満)の保護者などに対する努力義務のみでしたが、令和5年4月1日からは、自転車の運転者はすべてヘルメットをかぶるよう努めなければならなくなりました。自転車に乗る「子ども」から「高齢者」まで「みんな」がヘルメットをかぶる時代になりました。

**交通事故に遭った時、転倒した時の頭部への衝撃を軽減します  
目深に正しい位置でかぶることで、頭部や顔面を怪我から守ります  
あご紐をしっかり締めて、いざという時に外れないように**



自転車乗車中の交通事故や転倒による頭部への衝撃は、身体の麻痺や命を失うという最悪の結果に繋がる危険が……

ヘルメットを着用しないと交通事故の死亡率は「約3倍に！」

令和2年自転車交通事故死亡率

ヘルメット着用 0.23%

(死傷者数に占める死者の割合)

ヘルメット非着用 0.68%

埼玉県警察本部ホームページから

## 埼玉県では自転車保険への加入が義務になっています

埼玉県では「自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、平成30年4月1日から自転車を所有する人に対し、自転車損害保険等への加入が**義務**になりました。未成年のお子さんが自転車に乗る際は、**保護者の責任で自転車保険等に加入しなければなりません。**

# 自転車安全利用五則

自転車は運転免許がなくても乗れる便利で手軽な乗り物ですが、車やバイクと同じ『車両』です！ 基本となる自転車安全利用五則を覚えて実践してください。交通ルールは必ず守りましょう。

## 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

車やバイクと同じ向きに走行、逆走は厳禁

70歳以上は歩道を通行できますが、歩行者優先



## 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認

しっかり止まって左右を確認



## 3 夜間はライトを点灯

夜間は前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけよう

## 4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止

## 5 ヘルメットを着用

全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化



## 運転免許の更新が変わりました！

令和4年5月13日から運転免許の更新に変更がありました。

### 【75歳以上】 運転技能検査 新設されました

過去3年間に速度超過や携帯電話使用等の一定の違反がある方が対象です。

運転技能について実車による検査を行います。

合格するまで更新はできません。何度でも受験可能です。

### 【75歳以上】 認知機能検査 変更あり

全員が対象で、認知機能の検査を行います。

基準点に達するか、医師の診断書がないと免許更新はできません。

**変更点** 事前に診断書等を提出することで、検査が免除される場合があります。

### 【70歳以上】 高齢者講習 変更あり

全員が対象で、70歳以上の免許更新の際に毎回行います。

座学や実車指導などを行います。合格、不合格はありません。

**変更点** 原付、大型・小型特殊免許のみの方は実車指導はなくなりました。